

深夜業に従事する皆様へ

自発的健康診断受診支援助成金のご案内

自発的健康診断の費用の

3/4

が

助成されます。

(上限7,500円)

ご存知ですか？



**早めに健康診断
を受けましょう**

仕事が一生涯命懸けるのは、元気な体があってこそ。深夜労働は、昼間の仕事に比べて身体への負担も大きくなりがち。疲れが気になったら、早めに健康診断を受けましょう。

支給対象者

●深夜業に従事した方

勤務した時間の一部が午後10時から翌日の午前5時にかかる方も含まれます。



①常時使用される労働者

②自発的健康診断を受診する日前6ヶ月の間に1ヶ月当たり4回以上（過去6ヶ月で合計24回以上）深夜業務に従事した方

●自発的健康診断とは、事業主の行う定期健康診断以外に労働者個人の意志で受ける健康診断をいいます。

●人間ドックにもご利用できます。

●助成は、各年度につき、1回に限りです。

●国の直営事業・官公署の事業等の労働保険非適用事業に勤務する労働者は対象となりません。

手続きは簡単

●申請手続き及び問い合わせ先

青森産業保健推進センター
青森市古川2丁目20番3号 朝日生命青森ビル8階
TEL.017-731-3661 FAX.017-731-3660



青森産業保健推進センターなどで申請書をもらう
電話でご請求ください。送付致します。



会社で深夜業従事証明の交付を受ける
申請書に様式があります。



医療機関で健康診断を受けてその費用を支払う



助成金の支給を申請する
青森産業保健推進センターに支給申請してください。

申請者の口座に振り込まれます